第4次大野城市男女共同参画
基本計画
令和3年度進捗状況報告書

大野城市

第４次大野城市男女共同参画基本計画　体系

総合目標　実感のある男女共同参画都市をめざして

基本目標	実施計画（＊印は重点計画）
1. 男女の人権の尊重	＊1 男女共同参画意識の普及啓発
	＊2 市広報やホームページ等による情報発信の強化
	3 「人権教育・啓発基本指針」に基づく取り組みの推進
	4 市職員を対象とした研修の充実と、意識調査の実施
	5 男女共同参画の視点による広報物の作成
2. 社会における制度や慣行についての配慮	＊1 地域女性リーダー養成のための講座などの実施
	＊2 地域における女性役員登用の啓発
	3 男女共同参画活動団体への支援
	＊4 事業所における男女共同参画の推進
3. 政策や方針の立案と決定への参画	＊1 各審議会などへの女性登用の促進
	2 男女共同参画推進に向けた人材の把握・活用
	3 男女平等に基づく職務分担の実施
4. 家庭生活と他の活動との両立	＊1 市職員に対する育児・介護休業制度の周知と取得の推進
	＊2 仕事や社会活動と家庭の両立のための子育て支援事業の充実
	3 介護・障がい福祉サービス事業の充実
	4 ひとり親家庭の自立支援
	＊5 女性の再就職や起業に関する支援
	＊6 男性に対する啓発事業の実施
	＊7 両立支援のための企業・事業所への啓発
5. 教育の場における男女共同参画の推進	1 教育者・保育者を対象とした男女共同参画研修の実施
	2 小中学校における男女共同参画教育の充実
	3 出前講座の実施
	4 男女共同参画関連の図書・教材の充実
	5 国内の研修会への市民参加の支援
6. 健康で安全な生活を営む権利の尊重	1 母子保健施策の充実
	2 ライフステージに応じた保健事業の推進
	3 生涯にわたるメンタルヘルスケアの充実
	＊4 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害支援体制の整備
7. 性に基づく暴力の根絶	＊1 教育・啓発：女性等に対する暴力の防止に関する啓発
	＊2 教育・啓発：デートＤＶに関する研修の実施
	3 相談窓口：関係機関、民間団体の相談窓口の周知
	＊4 被害者支援：ＤＶ被害者の保護と支援
	5 支援体制：庁内関係部署の連携
	6 支援体制：相談業務に従事する職員への研修の実施
	7 支援体制：関係機関・民間団体との連携
8. 国際社会との協調	1 男女共同参画に関する国際的動向の発信
	2 国際的動向に関する研修などの実施
★ 男女共同参画推進体制	1 庁内における男女共同参画推進体制の充実
	2 基本計画の進捗状況の検証と公表
	3 市民意識調査の実施
	4 施策などに関する苦情の処理

第４次男女共同参画基本計画

実施計画事業・重点計画事業の進捗

★重点計画

基本目標	1　男女の人権の尊重	整理No.	1－1
実施計画	男女共同参画意識の普及啓発		
事業内容	●男女共同参画に対する正しい認識や価値、本市の条例やその他法令の理念などを広く市民に啓発するため、研修会や講演会の実施、啓発冊子の作成配布などの事業を推進します。 ●男女平等推進センターを男女共同参画推進の活動拠点とし、様々な情報発信や講座の実施などを通じて、市民の男女共同参画意識の醸成を図ります。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	【人権男女共同参画課】 ・「コミュニティ別男女共同参画講座」は男女平等推進センターへ移管する。これまでの成果と課題を共有し、事業の質の向上をめざす。 ・男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」を作成し全戸配布を行うことで、ジェンダー平等をはじめ、無意識の偏見や、性に基づく暴力の防止などに関する理解を深める。 【男女平等推進センター】 ・令和３年度は条例制定15周年にあたることから、令和２年度に男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰を受賞したまどかぴあ館長（林田スマ氏）が、男女共同参画に関するこれまでの歩みや大野城市の取り組み、未来への想いについて話す内容とし、企画を進める。		
令和３年度 実　績	実施内容	【人権男女共同参画課】 ◆男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」発行 啓発冊子（全８ページ）を作成し、市広報12月15日号に折り込み、市内全戸に配布した。読者アンケートでは、96％が「（とても）わかりやすい」、89％が「男女共同参画意識が高まった」と回答した。 【男女平等推進センター】 ◆アスカーラわくわくひろば 開催日：７月31日（土） 内　容：笑顔は愛～摩呂子展～、にこにこマージャン、「男女共同参画」絵本の読み語り、わくわく工作体験、スタンプラリー　など 参加数：2,211名（のべ人数） ◆大野城市男女共生講座 ①テーマ：アートと障がいのある人と私～大野城市との楽しい取り組み！～ 開催日：10月12日(火) ※８月10日(火)から延期（臨時休館のため） 講　師：城戸　佐和子 氏（NPO法人コミュニケーション・アート理事長） 参加数：62名 ②テーマ：みんなで政治参画～多様性とジェンダー平等～ 開催日：10月26日(火) ※９月９日(木)から延期（臨時休館のため） 講　師：王　貞月 氏（西南学院大学等非常勤講師） 参加数：38名 ③テーマ：みんなで防災～地域に適したオーダーメードの防災対策～ 開催日：12月10日（金） ※９月21日(火)から延期（感染拡大防止のため） 講　師：塚原　健一 氏（九州大学大学院工学研究院附属アジア防災研究センター　教授） 参加数：42名	

	実施内容	④テーマ：みんなでつながる～社会心理学と新型コロナウイルス～ 開催日：11月９日（火） 講　師：森　津太子 氏（放送大学教養学部心理と教育コース　教授） 参加数：40名 ◆アスカーラ子育て応援講座 ①心が育つＩＱ絵本講座 開催日：11月13日（土） ※９月４日から延期（感染拡大防止のため） 講　師：永治 香織 氏（ＥＱ絵本講師®　シニアインストラクター） 参加数：24名 ②テーマ：子どもと楽しむピザづくり♪ 開催日：10月30日（土） ※９月４日から延期（感染拡大防止のため） 講　師：今林 美栄子 氏（フードクリエーター、生涯学習センター定期講座講師） 参加数：８組17名 ③テーマ：心と体を整えよう♪ヨガでリフレッシュ 開催日：11月27日（土） ※９月18日から延期（感染拡大防止のため） 講　師：山本 梓 氏（ヨガインストラクター、健康運動指導士） 参加数：15名 ◆アスカーラおでかけ教室 テーマ：ＨＵＧって知ってる？ＨＵＧってなあに？ 開催日：７月20日（火） 講　師：防災ほっとキッチン（『地域女性リーダー育成講座』第２期修了生活動グループ） 参加者：28名 ◆男女共同参画条例制定記念講演会 テーマ：もっと前へ！のびのびと！男女共同参画社会づくりに向けて 開催日：11月20日（土） ※５月15日から延期（臨時休館のため） 講　師：林田　スマ 氏（大野城まどかぴあ館長、フリーアナウンサー） 参加数：75名 ◆アスカーラ共生フォーラム テーマ：アスカーラからステップアップ～未来へつなぐ～ 開催日：２月19日（土） 講　師：上野　千鶴子 氏（東京大学名誉教授、社会学者） 参加数：271名

★重点計画

	担当課 課 題	【人権男女共同参画課】 啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」に関するアンケートの回答数が昨年度（17件）の3.3倍と大幅に増え、かつ若い世代からの回答が多かった。年齢、性別に関わらず、幅広い市民の関心を捉えることができたと考えられる。今後も、市民の目を引くようなレイアウトやテーマを選定し、男女共同参画の推進を図る。 【男女平等推進センター】 ・条例制定記念事業などを通じて大野城市男女共同参画条例の周知を図る機会とする。 ・市民に男女共同参画社会実現への意識付けを行い、家庭や地域社会への普及や啓発につなげる。 ・子育て応援講座では、子育て世代の男性と家族が一緒に学び体験ができ、子育て、孫育てに積極的に参加できるきっかけとなるような講座を実施したいと考える。広報については、引き続き多くの場所や機会を捉えて効果的に広報できるよう工夫する。
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定	
令和４年度 事業計画	【人権男女共同参画課】 男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」を作成し全戸配布を行うことにより、ジェンダー平等をはじめ、無意識の偏見や、性に基づく暴力の防止などに関する理解を深める。 【男女平等推進センター】 ・啓発事業として新しい受講者の集客につながる講座内容の企画を行う。 ・市民が興味・関心を持つテーマを設定し、ＳＮＳを活用し、より積極的な広報活動を行う。 ・オンラインによる施設見学など館外研修のあり方を考える。 ・参加者の高齢化や安全面を考慮する必要がある。	
審議会意見	事業が延期となった場合の再募集等においても、広く市民に周知されるよう広報媒体の利活用を検討していただきたい。	
担当課回答	事業延期となった場合、チラシ・ポスターやホームページで再募集を行っているが、今後は、情報誌（アテナ）への掲載やＳＮＳ等を積極的に活用し、広く周知を図る。	

★重点計画

基本目標	1　男女の人権の尊重	整理No.	1-2
実施計画	市広報やホームページ等による情報発信の強化		
事業内容	市の広報やホームページ・ＳＮＳ（※１）、その他刊行物を活用して、男女共同参画に関する施策や事業、各種相談窓口の情報を積極的に発信し、広く市民への周知を図ります。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	【人権男女共同参画課】 ・市広報、市ホームページ、ＳＮＳによる情報発信について、毎年、定例的に掲載している記事のほか、必要に応じて啓発記事を掲載するなど、市民の人権意識を高めるため効果的な方法を検討し実施する。 ・男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」を作成し全戸配布を行うことで、ジェンダー平等をはじめ、無意識の偏見や、性に基づく暴力の防止などに関する理解を深める。 【男女平等推進センター】 ・チラシ・カードの他、ホームページ、ポスター掲示など、引き続き、まどかぴあ各種相談窓口や事業の周知に努める。相談周知カードについては、情報を求める人に届きやすい周知のため、配布範囲を拡大し、市作成の相談周知カードと合わせた設置依頼を予定している。		
令和３年度 実　績	実施内容	【人権男女共同参画課】 ◆市広報、市ホームページ、ＳＮＳにおいて、各種相談機関や男女共同参画の取り組みについて掲載した。 ４月１日号「４月は若年層の性暴力被害予防月間」 ６月15日号「男女共同参画週間」 「デートＤＶを知っていますか」 「ちくし女性ホットライン」 ７月１日号・10月１日号・１月１日号 「お困りのかたに生理用品を無償で配布しています」 10月１日号「女性問題特設相談所」 11月１日号「女性に対する暴力をなくす運動」 「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」 １月１日号「男女共同参画苦情処理制度」 ２月１日号「性的マイノリティの正しい理解と認識を深めましょう」 ※毎月１日号にまどかぴあ各種相談（総合相談・臨床心理士による相談・おしごと相談）掲載 ※市広報に掲載した内容を併せてホームページ及びＳＮＳにて発信。 ◆各種相談窓口を掲載した「ＤＶ相談ホットライン」カードを作成し、市庁舎、市内公共施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、病院・診療所、幼稚園・保育所に設置した（167ヶ所、3,420枚）。※新たに市内のスーパーマーケット及びコンビニエンスストア計５ヶ所に設置 ◆啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」を作成し、市広報紙12月15日号に折り込み全戸配布した。 【男女平等推進センター】 ◆市広報、ホームページ、情報誌「アテナ」、まどかぴあ館内ポスターにおいて、まどかぴあ各種相談事業の周知を行った。（「総合相談」「法律相談」「臨床心理士による相談」「おしごと相談」） ◆新型コロナウイルス感染症の影響で生活の変化によるストレスやＤＶの増加が心配されたため、相談事業の広報を強化（西鉄春日原駅にポスターを掲示、市内スーパーマーケット（12ヶ所）、コンビニエンスストア（32ヶ所）に相談情報を掲載したカードを設置（合計420枚）した。	

★重点計画

	担当課 課 題	【人権男女共同参画課】 コロナ下において、パートナーからのＤＶや女性の自殺者の増加などが問題視されていることから、相談窓口の周知や広報等における啓発の充実が求められる。 【男女平等推進センター】 土曜日の相談件数は相談者数が多くないため９月末で終了した。相談者のニーズに合った相談曜日や時間帯、ツールを情報収集しながら考える必要がある。
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定	
令和４年度 事業計画	【人権男女共同参画課】 ・市広報、市ホームページ、ＳＮＳによる情報発信について、毎年、定例的に掲載している記事のほか、必要に応じて啓発記事を掲載するなど、市民の人権意識を高めるため効果的な方法を検討し実施する。 ・男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」を作成し全戸配布を行うことにより、ジェンダー平等をはじめ、無意識の偏見や、性に基づく暴力の防止などに関する理解を深める。 【男女平等推進センター】 令和３年度の10月以降、受付時間に電話ができない相談者や状況により電話が困難な相談者を考慮して、まどかぴあホームページからの各種相談予約受付（24時間）を開始した。令和４年度は、より分かりやすい相談予約受付フォームに改修する。	
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。	
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。	

実施計画

基本目標	1　男女の人権の尊重	整理No.	1-3
実施計画	「人権教育・啓発基本指針」に基づく取り組みの推進		
事業内容	指針に基づく実施計画の一年ごとの進捗状況を翌年度に検証し、結果を公表します。		
担当課	人権男女共同参画課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	新たに策定された「人権教育・啓発基本指針」に基づく実施計画事業の中で、男女共同参画、女性の人権について、関係各課の意見も取り入れながら、必要な見直しを行っていく。		
令和３年度 実　績	実施内容	平成28年度に策定した「人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画（第２次）」の具体的事業について、令和２年度の実施状況を担当課に照会したものをとりまとめ、人権政策審議会に報告した。また、実施状況における審議会意見と、審議会意見に対する担当課回答をとりまとめ、報告書を作成し公表した。 人権政策審議会 〔第１回〕７月８日（木）　　〔第２回〕書面開催（８月13日通知）	
	担当課課題	審議会から出された意見については施策に反映させ、より実行性のある事業の推進を図ることが望まれる。そのために、担当課へのフィードバックをすみやかに行うことが必要である。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	令和２年度に策定された「第３次人権教育・啓発基本指針」に基づく実施計画事業の中で、男女共同参画、女性の人権について、関係各課の意見も取り入れながら、必要な見直しを行っていく。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

実施計画

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　男女の人権の尊重</td><td>整理No.</td><td>1-4</td></tr>
<tr><td>実施計画</td><td colspan="4">市職員を対象とした研修の充実と、意識調査の実施</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="4">●市職員が社会におけるロールモデル（手本、模範）となり、男女共同参画の取り組みを率先して行うことをめざし、職員研修の充実を図ります。
●市職員の男女共同参画に対する意識調査を行い、その結果を職員研修やその他施策に反映させていきます。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="4">・総務課⇒人事マネジメント課
・人権男女共同参画課</td></tr>
<tr><td>令和３年度
事業計画
※昨年度報告書から転記</td><td colspan="4">【総務課⇒人事マネジメント課】
令和３年度大野城市職員人権・同和問題研修の実施

【人権男女共同参画課】
・新規採用職員研修について、業務に直結する内容（広報物における表現の配慮、ＤＶ被害者への配慮や相談対応等）やハラスメントなど、身近なテーマを選定して啓発を行い、業務や日常生活の中で男女共同参画の実践につながるような意識付けを行う。
・「市職員が社会におけるロールモデルとなる」ためには、男女共同参画に対する基本的知識の習得や資質の向上が不可欠であるため、全職員に対し、男女共同参画に関わる新しい取り組みや情報を提供するとともに、男女共同参画及び人権を主題とする講座等について積極的に周知し、参加を促す。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和３年度
実　績</td><td>実施
内容</td><td colspan="3">【総務課⇒人事マネジメント課】
◆令和３年度大野城市職員人権・同和問題研修
テーマ：「人権問題とハラスメントについて」
開催日：７月21日（火）～７月30日（金）　計10回
講師：倉富　史枝 氏（ＮＰＯ法人　福岡ジェンダー研究所理事）
受講者：274名（市職員）

【人権男女共同参画課】
◆新規採用職員を対象に男女共同参画研修
テーマ：「男女共同参画社会の実現のために」
開催日：６月４日（金）
講　師：人権男女共同参画課職員
受講者：新規採用職員　13名

◆市主催の人権講座（人権をまなぶ講座）、また、男女平等推進センターや福岡県が実施する啓発講座等について、案内チラシや電子掲示板による市職員への周知を行い、参加を呼びかけた。

◆令和３年度男女共同参画に関する職員意識調査を実施。
調査期間：令和４年２月１日(火)～２月15日(火)
調 査 数：343人
回 答 率：67.3%（正職員・任期付職員のみ）</td></tr>
<tr><td>担当課
課題</td><td colspan="3">【総務課⇒人事マネジメント課】
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場の人数制限が必要となり、可能な限り講師にも協力いただき、開催回数を令和２年度の７回から10回に増やすなど対策を行いながら実施した。

【人権男女共同参画課】
市職員として業務を行う上で、ジェンダー平等に配慮した表現や、ＤＶ被害者に対する対応等、留意すべき点が多いことから、新規採用時における男女共同参画研修は継続して実施していく。</td></tr>
</table>

実施計画

進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定
令和４年度 事業計画	【人事マネジメント課】 職員意識調査の結果を踏まえ、職場における課題やニーズを把握し、積極的な啓発を行う。 【人権男女共同参画課】 新規採用職員研修については、広報物における表現の配慮、ＤＶ被害者への配慮や相談対応等やハラスメントなど、身近なテーマを選定して啓発を行い、業務や日常生活の中で男女共同参画の実践につながるような意識付けを行うとともに、全職員に対し、男女共同参画に関わる新しい取り組みや情報を提供し、男女共同参画及び人権を主題とする講座等について積極的に周知し、参加を促す。
審議会意見	大野城市職員人権・同和問題研修については、市職員の受講率のさらなる向上を図るために、集合開催に限らず、オンライン配信等も取り入れるなど、研修方法を工夫していただきたい。
担当課回答	研修の受講率の向上に向け、オンライン（又は録画）配信等、より効果的な研修方法を検討する。

実施計画

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　男女の人権の尊重</td><td>整理No.</td><td>1－5</td></tr>
<tr><td>実施計画</td><td colspan="4">男女共同参画の視点による広報物の作成</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="4">市の印刷物ガイドラインの内容を職員が遵守し、市が作成する刊行物・印刷物における固定的な性別役割や性差別的な表現をなくします。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="4">・情報広報課⇒プロモーション推進課
・人権男女共同参画課</td></tr>
<tr><td>令和３年度
事業計画
※昨年度報告書から転記</td><td colspan="4">【情報広報課⇒プロモーション推進課】
チラシなどを作成する際に、情報広報課のチェックを受ける必要がある旨を周知する。引き続き、広報「大野城」の校正や印刷物チェックの際の確認を行う。

【人権男女共同参画課】
・本市「印刷物ガイドライン」、男女平等推進センター「印刷物等における表現のガイドライン」、その他自治体のガイドラインを活用し、広報物作成においては男女を固定的なイメージで描いたり、性別による差別的な表現をしないよう、職員の意識向上の啓発を行う。
・当課をはじめ、各課の市民向けの印刷物を作成する際は、誰にとっても違和感や疎外感、不快感を与えることがないような内容とするよう留意する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和３年度
実　績</td><td>実施内容</td><td colspan="3">【情報広報課⇒プロモーション推進課】
広報「大野城」や各課の印刷物チェックの際に、固定的な性別役割や無意識の偏見を助長するような表現となっていないかを確認し、指摘事項が認められた場合には、その所管課に改善を求めた。

【人権男女共同参画課】
◆新規採用職員対象研修においては、印刷物ガイドラインを配布し、言葉や配色による表現上の留意点や無意識の偏見等に気づかせる内容で説明した。

◆各課の施策に関する計画の策定時において、「印刷物等における表現のガイドライン」などを活用し、男女共同参画の視点から表現等の確認を行った。</td></tr>
<tr><td>担当課課題</td><td colspan="3">【情報広報課⇒プロモーション推進課】
印刷物チェック体制の形骸化を防ぐため、印刷物ガイドラインの内容を見直し、チェックリストの活用を徹底する必要がある。

【人権男女共同参画課】
市の各事業や広報物において、固定的な性別役割表現や性差別的な表現、無意識の偏見などが見受けられる場合は改善を求め、男女共同参画意識を高めていく必要がある。</td></tr>
<tr><td>進捗程度</td><td colspan="4">当初の計画を･･･
□上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定</td></tr>
<tr><td>令和４年度
事業計画</td><td colspan="4">【プロモーション推進課】
適宜、印刷物ガイドラインの見直しを行い、広報委員会や出前講座などを通して周知する。市ホームページに印刷物ガイドラインを掲載し、広く活用してもらう。

【人権男女共同参画課】
広報物作成においては男女を固定的なイメージで描いたり、性別による差別的な表現をしないよう、印刷物ガイドライン等の職員への周知を図り、活用を促進する。</td></tr>
</table>

実施計画

審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。

★重点計画

基本目標	2　社会における制度や慣行についての配慮	整理No.	2－1
実施計画	地域女性リーダー養成のための講座などの実施		
事業内容	●地域で活躍する女性リーダーを養成するための講座を実施します。 ●講座後も、受講生が各地域において実践活動を展開できるよう、その準備や調整などの支援を行います。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	あらゆる世代の男女共同参画意識の醸成が、社会全体の人権意識の向上に効果的であることから、対象とする市民の関心に訴える内容の講座を企画する。また、受講生らが新たに自主活動等を希望する場合は、団体結成や実践活動を円滑に行えるよう、助言、情報提供、地域との調整などの支援を行う。		
令和３年度 実　績	実施 内容	【男女平等推進センター】 ◆「生き生きと輝く女性応援講座」 テーマ：話し合いが怖くなくなる！ファシリテーション講座 開催日：11月２・16・30日（火）（全３回） 参加数：第１回22名、第２回20名、第３回20名 講　師：佐藤 倫子 氏 （福岡教育大学非常勤講師、一社ママトコラボ理事）	
	担当課 課題	【男女平等推進センター】 ◆シリーズ講座とし、ワークショップなどの手法を取り入れることで、受講生から活発な意見等が出されるなど、スムーズな講座運営ができた。今後、さらに地域活動に関心を持ってもらえるように、地域で活動されている団体の情報を提供しながら、つながりを広げて行きたいと考える。 ◆講座を受けて終わりにならないよう、受講生を既存の団体とどう繋げるかについては工夫を要する部分であり今後の課題である。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	【男女平等推進センター】 ・受講者が継続して参加し、地域活動に関心をもってもらえるような講座内容とする。 ・受講生らが新たに自主事業等を希望する場合は、団体結成や実践活動を円滑に行えるよう、助言、情報提供、地域との調整などの支援を行う。		
審議会意見	女性が人脈やネットワークを広げていけるようにするための取り組みが必要ではないか。		
担当課回答	地域女性リーダー育成講座の過去参加者のアンケート結果を踏まえて、参加者が無理なく自分のペースで活動ができるように、既存の団体も紹介しながら参加を促していく。		

★重点計画

基本目標	2　社会における制度や慣行についての配慮	整理No.	2－2
実施計画	地域における女性役員登用の啓発		
事業内容	女性役員の積極的な登用について、地域団体や関係機関等への働きかけを行います。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	地域団体等の運営に男女共同参画の視点が取り入れられ、性別役割意識が解消されていくよう、積極的な情報提供、講座・研修等の周知及び参加案内を行う。		
令和３年度 実　績	実施内容	【人権男女共同参画課】 ◆１月の定例区長会において、地域役員への積極的な女性登用について依頼した。 ◆県男女共同参画推進課や、男女平等推進センターが主催する男女共同参画に関する講演会や講座について、市民や地域団体、関係団体等に積極的に周知し、参加を促した。 【男女平等推進センター】 ◆「生き生きと輝く女性応援講座」 テーマ：話し合いが怖くなくなる！ファシリテーション講座 開催日：11月２・16・30日（火）（全３回） 参加数：第１回22名、第２回20名、第３回20名 講　師：佐藤　倫子 氏 （福岡教育大学非常勤講師、一社ママトコラボ理事）	
	担当課課題	【人権男女共同参画課】 市内全27区において、女性区長は１名（前年度比同数）、女性副区長は４名（前年度比１名減）である。女性は依然少数であり、地域の女性登用促進に向けて啓発を続ける必要がある。 【男女平等推進センター】 地域で活躍する女性人材の育成のため、講座の受講生に関心のある団体の情報提供等をしながら、つながりを広げていく必要がある。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	地域団体等の運営に男女共同参画の視点が取り入れられ、性別役割意識が解消されていくよう、積極的な情報提供、講座・研修等の周知及び参加案内を行う。		
審議会意見	・女性が地域活動に参加しやすくなるよう、啓発だけでなく具体的な取り組みを進めていただきたい。 ・地域活動等における女性役員の登用率を上げるため、自治会役員の女性登用率の目標値を定めたり、女性がオブザーバーとして役員会議等に積極的に参加できるような仕組みを導入したりするなどして、登用率の向上に向けた取り組みを進めていただきたい。		
担当課回答	・女性の地域活動への参加促進については、女性活躍支援に向けた講座等において、地域で活躍している女性を講師に招いたり、将来的に地域で活動できる人材につながる講座を実施することで素地づくりを行い、人材育成を進めていく。 ・地域役員の女性登用向上に向けて、いただいたご意見や他市の取り組み等を参考にしながら、積極的な働きかけを進めていく。		

実施計画

基本目標	2　社会における制度や慣行についての配慮	整理No.	2－3
実施計画	男女共同参画活動団体への支援		
事業内容	男女共同参画の推進に向けた活動を行う団体に対して、支援や情報提供を行うとともに、団体相互の情報共有や連携を促進していきます。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・令和２年度に実施した情報サポーターフォローアップ講座の成果を生かし、アスカーラ情報誌「すてっぷ」をはじめとする啓発物や、館内展示物の充実を図る。 ・情報交流ひろば（まどかぴあ３階）は、来館者が必要とする情報がすぐ見つかるよう、レイアウト等を工夫する。		
令和３年度 実　績	実施 内容	【男女平等推進センター】 ◆情報の提供 ・大野城まどかぴあホームページ、男女平等推進センター情報誌「すてっぷ」等を通してセンター事業の情報を提供した。 ・情報交流ひろば、図書コーナー（まどかぴあ３階）等で、まどかぴあ主催事業や近隣の男女共同参画センターのチラシ等を配架し、情報の提供を行った。 ・内閣府や福岡県からの助成金事業の公募や研修等に関する情報提供を行った。 ◆団体相互の情報提供・連携 アクティブルームのメールボックスの活用を呼びかけることにより、登録団体及び大野城共生ネットワークの団体が、相互に情報の交換や提供を行うことができるようになった。 ◆各種サポーター支援事業（啓発・事業、託児、情報） ・情報サポーター養成講座 テーマ：センスじゃなくルールで決める色選び 開催日：11月22日・12月６日（月）（全２回） 講　師：久保田　みき 氏（カラープライマリー代表） 参加数：54名（のべ人数） ・啓発・事業サポーターフォローアップ講座 テーマ：「効果的で実践的な読み語り講座」 開催日：１月18日（火） 講　師：松田　ゆう子 氏（元ＲＫＢ毎日放送アナウンサー） 参加数：13名 ・託児サポーター養成講座（全４回） 実施期間：７月６日（火）～10月18日（月） 参加数：第１回21名、第２回計48名（※2回実施）、第３回26名、第４回25名 ①「活動のススメ～わたしもみんなも楽しく～」 講　師：古賀　桃子 氏（ＮＰＯ法人ふくおかＮＰＯセンター代表） ②「幼児安全法（救命講習）」※２回実施 講　師：日本赤十字社福岡県支部　幼児安全法担当職員 ③「託児に役立つ　歌遊び、絵本、工作」 講　師：れいわ子ども情報センター子育て応援指導員 ④「子どもの行動の理解と関わり方」 講　師：三原　詔子 氏（福岡女子短期大学子ども学科准教授）	

実施計画

		◆アスカーラおでかけ教室 ①市民、地区コミュニティ関連の方など テーマ：ＨＵＧって知ってる？ＨＵＧってなに？ 開催日：７月20日（火） 参加数：28名 講　師：防災ほっとキッチン （「地域女性リーダー育成講座」第2期修了生活動グループ） ②大野東小学校家庭教育学級 テーマ：親から子に伝える性教育 開催日：11月10日（水） 参加数：12名 講　師：籾井　康代 氏（助産師）
	担当課 課 題	【男女平等推進センター】 ◆各種サポーター事業 新規サポーターの養成、現サポーターのスキルアップを図るための講座を継続し、登録に結びつける工夫が必要である。 ◆アスカーラおでかけ教室 地域での実施が困難な状況であるが、コロナ感染対策をしながら実施をしていく。
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定	
令和４年度 事業計画	【男女平等推進センター】 ◆各種サポーター事業 市民の活動を充実させるための工夫を行う。活動者の体験記をアスカーラ情報誌「すてっぷ」などに掲載し、活動内容を見える化し興味を引く。引き続き養成講座等を行い会員数を増やし活動の安定化を目指す。 ◆アスカーラおでかけ教室 関係団体に業務を委託することで更なる団体のエンパワーメントを図る。また、新しい防災のあり方を市内全域に広めていく。	
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。	
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。	

★重点計画

基本目標	2　社会における制度や慣行についての配慮	整理No.	2－4
実施計画	事業所における男女共同参画の推進		
事業内容	商工会やその他関係団体と連携しながら、企業や事業所を対象とした啓発活動を行い、職場における法制度の周知や、新たな職場環境づくりの促進に向けた取り組みを進めていきます。		
担当課	・人権男女共同参画課（男女平等推進センター） ・ふるさとにぎわい課⇒産業振興課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	【男女平等推進センター】 市広報をはじめとする印刷物やホームページにて、企業・事業所対象の啓発事業の概要を掲載し利用促進に努め、依頼に応じて講師を派遣し啓発講座を実施する。 【ふるさとにぎわい課⇒産業振興課】 企業・事業所への積極的な情報提供を継続する。		
令和３年度 実　績	実施内容	【男女平等推進センター】 ◆企業・事業所を対象とした啓発講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施できなかった。 ◆「企業・事業者向けセミナー」について、男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」（市広報12月15日号折込み）に掲載し周知した。 【ふるさとにぎわい課⇒産業振興課】 国、県、県商工会連合会等からの法制度の周知や男女共同参画の意識づくりに関するポスター掲示、パンフレット等配架を実施。	
	担当課課題	【男女平等推進センター】 企業先で研修を行うことは、コロナ禍で受け入れが難しい状況であることから、研修方法を検討する必要がある。 【ふるさとにぎわい課⇒産業振興課】 雇用の場における女性の社会進出等が男女共同参画の推進に貢献することから、各事業所の男女共同参画の意識醸成を図る必要があり、そのためには、地道かつ継続的な啓発が必要である。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり（ふるさとにぎわい課） ■下回っている（男女平等推進センター）　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	【男女平等推進センター】 企業先で研修を行うのではなく、会場をまどかぴあにして複数の企業に参加を促す。タイムリーなテーマで出席増を目指し啓発を広めていく。 【産業振興課】 企業・事業所への積極的な情報提供を継続する。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

★重点計画

基本目標	３　政策や方針の立案と決定への参画	整理No.	３－１
実施計画	各審議会などへの女性登用の促進		
事業内容	政策・方針決定の場への女性参画を促進するため、委員改選に際しての事前協議制度を継続するとともに、委員の重複や任期の長期化を避けるなど、幅広い人材の登用に努めます。		
担当課	人権男女共同参画課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・審議会等への女性登用率は、将来的には人口比を反映した男女同数を目指すものであり、女性登用率を更に向上させるため、意思決定過程に男女双方の意見が生かされることの必要性について庁内各課へ啓発を行う。また、各課からの相談に応じ、必要な情報提供、助言を行う。		
令和３年度 実　績	実施 内容	◆本市では、審議会委員を選任する際は、委員総数に対する女性の割合を40％以上とすることを目標としており、審議会等への女性登用の事前協議制度を設けている。審議会等を所管する課が、委員を選任しようとするときは、委員選任の３か月前に「大野城市審議会等への委員選任における事前協議書」を人権男女共同参画課へ提出することとしている。 ・事前協議件数 事前協議等件数　52件 うち男女共同参画行政推進協議会審議件数（女性40％未満）２件 ・令和３年度女性登用状況 令和４年３月31日時点 事前協議対象審議会等 委員総数　729名　女性委員数　362名　登用率　49.66％ ※前年度　48.6％ ◆電子掲示板にて庁内に上記取組みの概要と意義を紹介し、各課が所管する審議会等で改選がある際は事前協議書の提出を徹底するよう周知した。	
	担当課 課題	審議会等委員の女性登用率平均は、目標である40％を超えており、県内においても４位となっている。委員に女性が少ない審議会についても、登用率を上げるための協議や働きかけを継続することが必要である。	
進捗程度	当初の計画を･･･ ■上回っている　□計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	女性登用促進の必要性について理解を深めるための啓発や登用率を上げるための働きかけを行う。また、各課からの相談に応じ、必要な情報提供、助言を行う。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

実施計画

基本目標	3　政策や方針の立案と決定への参画	整理No.	3－2
実施計画	男女共同参画推進に向けた人材の把握・活用		
事業内容	様々な分野で活躍する女性の人材を把握・登録し、審議会委員や各種講座における講師などへの人材活用の取り組みを進めていきます。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・審議会等の委員として適任な女性人材や推薦団体を把握し、各課からの女性登用促進の相談に応じて情報提供を行う。 ・市内や近隣で活動する女性人材について情報収集を行い、市事業の講師や審議会委員として起用するなど活躍につなげる。		
令和３年度 実　績	実施内容	【人権男女共同参画課】 各課からの審議会等の女性登用促進に係る相談に応じ、必要に応じて男女平等推進センターで活躍している女性の人材について、担当課へ情報提供を行った。 【男女平等推進センター】 「女性のための起業支援セミナー」「アスカーラおでかけ教室」において、プチ起業セミナー修了生及び男女平等推進センターの登録団体に所属する女性人材を講師として起用した。 ◆女性のための起業支援セミナー テーマ：プチ起業実現セミナー～夢をステップアップ！～ 講　師：松永　幸子 氏（合同会社ハロー代表） 開催日：①6月26日（土）　②10月23日（土） 参加数：①26名　②11名	
	担当課課題	・団体からの推薦に際しては、人選が重複し過度な負担とならないよう配慮し、新たな人材の育成についても助言を行う。 ・センター事業のプチ起業セミナーとして、団体を育て、継続して起業を支援している講師の話や登録団体として、身近な女性起業家と交流することは、受講者にとって非常に有意義であったと思う。市や男女平等推進センターの講座または事業に参加した市民については、人材育成が一時的なものにとどまらず継続・発展していくよう、情報提供や働きかけなどの支援を行う。	
進捗程度	当初の計画を・・・ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	【人権男女共同参画課】 審議会等の委員として適任な女性の人材や推薦可能な団体を把握し、各課からの女性登用促進の相談に応じて情報提供を行う。 【男女平等推進センター】 ・市内や近隣で活動する女性の人材について情報収集を行い、事業の講師への起用や審議会委員として推薦するなど活躍につなげる。 ・登録団体の活躍の場を広げられるよう、支援や働きかけを行う。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

実施計画

基本目標	３　政策や方針の立案と決定への参画	整理No.	３－３
実施計画	男女平等に基づく職務分担の実施		
事業内容	性別に関わりなく職員の能力や意欲に応じた登用を図り、特に女性の職位や職域の拡大、能力向上の機会確保に努めます。		
担当課	総務課⇒人事マネジメント課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・性別に関わりなく、職員の能力及び意欲に応じた人材育成・人員配置を行う。 ・働き方改革に向けた取り組みを進め、女性の働きやすい職場環境の整備に努める。		
令和３年度 実　績	実施内容	令和４年度に向けた人事異動において、課長職２名・係長職５名の女性職員がそれぞれ昇任した。その結果、係長以上の管理・監督職員における女性の割合は21.5%となった。（前年度20.9%）	
	担当課課題	引き続き、女性職員のキャリアアップに向けた意識付け等に取り組む必要がある。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	・性別に関わりなく、職員の能力及び意欲に応じた人材育成・人員配置を行う。 ・働き方改革に向けた取り組みを進め、働きやすい職場環境の整備に努める。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

★重点計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－1
実施計画	市職員に対する育児・介護休業制度の周知と取得の促進		
事業内容	特定事業主行動計画に掲げる休暇制度を広く周知するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりに努め、特に男性の取得促進を図ります。		
担当課	総務課⇒人事マネジメント課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・職員への周知を継続して行う。 ・育児休業代替職員の任用など職場への配慮も継続して行い、休業の取得をしやすい職場環境や雰囲気づくりに努める。		
令和３年度 実　績	実施内容	◆新規採用職員に対しては、採用時に休暇制度の案内を行うとともに、職員全体に対しては、電子掲示板等で制度の内容が確認できるようにしている。また、制度の内容についても、「パパ育ガイド」など男性職員の育児休業の取得を促す内容の更新を行った。 ◆令和３年度中に新たに育児休業を取得した職員は次のとおり。 ・育児休業対象者　男性20名、女性12名　合計32名 ・女性の育児休業取得率は100％ ・男性の育児休業取得状況について 取得者　８名（対象者20名・取得率40％） 世代・取得者数（対象者数・取得率） 20代・１名（３名・33.3％） 30代・６名（14名・42.9％） 40代・１名（２名・50.0％） 50代・０名（１名・0.0％） 取得期間　１月未満２名、１～３月未満３名、３～６月未満２名、 ６月～12月未満１名 ◆介護休業に関しては、男性1名、女性１名であった。	
	担当課課題	男性の育児休業取得者は毎年２～３名であったが、令和３年度は８名と大きく増加した。今後も、取りたいと思う職員が躊躇することなく取得できるよう、管理職も含めた職員全体への啓発を続けていく必要がある。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	・職員への周知を継続して行う。 ・育児休業代替職員の任用など職場への配慮も継続して行い、休業の取得をしやすい職場環境や雰囲気づくりに努める。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

★重点計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－2
実施計画	仕事や社会活動と家庭の両立のための子育て支援事業の充実		
事業内容	●保育所、幼稚園、留守家庭児童保育所などの施設において、多様な保育サービスを実施します。 ●突発的な事態などでも子どもを預けられる「ファミリー・サポート・センター事業」や、病気の子どもを家庭で保育することが困難な場合に預ける「病児デイケアルーム大城」（いずれも事前登録制）などの事業やサービスの利用を推進していきます。		
担当課	・子育て支援課 ・こども未来課⇒こども・若者政策課 ・教育振興課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	【子育て支援課】 施設整備：既存認可保育所の定員拡充として移転新築事業を実施 【こども未来課⇒こども・若者政策課】 ◆ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て家庭のニーズの把握に努め、感染症対策を徹底したうえで、安心して活動できる環境を整備していくとともに、引き続き協力会員を増やす取り組みを行う。 ・おたすけ会員養成講習会年２回、おねがい会員一斉登録会年12回開催、県が行う「子育て支援員研修(ファミサポコース)」との調整や連携、県のファミサポ事業研修への参加など、事業周知や維持・強化に向けた取り組みを行う。 【教育振興課】 引き続き留守家庭児童保育所の待機児童を出さずに、増加する入所児童に対応するため、学校などとの必要な調整を行い、事業を実施する。また、令和４年度からはランドセルクラブとの一体化を全校で実施するため、事業が円滑に進むように様々な調整を行いながら実施する。		
令和３年度 実　績	実施内容	【子育て支援課】 施設整備（市補助あり） 　既存園移転新築：1園 施設整備（市補助なし） 　分園新設：2園 【こども未来課⇒こども・若者政策課】 ◆ファミリー・サポート・センター事業 おねがい会員登録会実施10回（中止２回）、おたすけ会員養成講座実施１回（中止１回） ・おねがい（依頼）会員　815人 ・おたすけ（協力）会員　195人 ・依頼・協力会員　50人 　合計　1,060人 ・活動回数　475回 【教育振興課】 新型コロナウイルス感染防止を図りながら入所を受け付け、１年間継続して待機児童を出さずに、実施することができた。 なお、令和４年度から全小学校でランドセルクラブとの一体運営を実施することとしており、学校とも充分に調整しながら事業を進めていく。		

★重点計画

	担当課 課題	【子育て支援課】 令和４年４月時点では待機児童０人を達成したが、今後も必要な人に必要な保育を提供できるよう努める必要がある。 【こども未来課⇒こども・若者政策課】 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依頼件数の減や感染予防のため一部の協力会員が活動を休止していることなどから、活動回数が減少している。 ・対応できる協力会員数が不足しているため、個々の協力会員の負担が増えつつある。 【教育振興課】 利用児童が増加しているため、使用する学校施設等（特別教室等）の確保などが必要である。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、活動内容の調整が生じる場合もあるため、保育に支障がないように努める。
進捗程度	当初の計画を･･･ ■上回っている（子育て支援課）　■計画どおり（教育振興課） ■下回っている（こども未来課）　□見直し予定	
令和４年度 事業計画	【子育て支援課】 必要な人に必要な保育を提供できるよう施設の運営を支援していく。 【こども・若者政策課】 子育て家庭のニーズの把握に努め、感染症対策を徹底したうえで、安心して活動できる環境を整備していくとともに、引き続き協力会員を増やす取り組みを行う。 【教育振興課】 引き続き待機児童を出さずに、増加する入所児童に対応するため、学校などとの必要な調整を行い、事業を実施する。また、令和４年度からはランドセルクラブとの一体運営を全小学校で実施することとしているため、事業が円滑に進むように様々な調整を行いながら実施する。	
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。	
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。	

実施計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－3
実施計画	介護・障がい福祉サービス事業の充実		
事業内容	家族の介護を支援するための、様々な事業やサービスを展開していきます。		
担当課	・すこやか長寿課 ・福祉課⇒福祉サービス課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	【すこやか長寿課】 ・市民及び関係各機関への制度周知を行い、適切なサービス利用に繋げる。 （※Ｒ３年度から所管課移管分） ・高齢者の社会参加を促進し、担い手の確保につなげるため、高齢者を対象とした家事援助サービス従事者を養成する研修を実施する。 ・引き続き、シルバー人材センターに委託し、サービスを実施する。 【福祉課⇒福祉サービス課】 継続して日中一時支援事業を提供し、令和３年度から新たに医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業を提供することで、更なる介護者の負担軽減を図る。		
令和３年度 実　績	実施内容	【すこやか長寿課】 ◆「訪問型サービスＢ※1担い手研修」の実施 10月13日（水）～10月15日（金） 参加者：５名 シルバー人材センター登録者：５名 ◆「訪問型サービスＢ事業」の実施 大野城市シルバー人材センターに委託。 対象者：要支援１・２の認定を受けている人及び事業対象者 利用者数：15名 【福祉課⇒福祉サービス課】 日中一次支援やレスパイトケア支援事業※2による福祉サービスを提供することで、介護者の負担軽減に繋がった。	
	担当課課題	【すこやか長寿課】 必要な人に適切なサービスが提供できるよう、啓発活動を継続して実施する必要がある。 【福祉課⇒福祉サービス課】 在宅の医療的ケア児・者を介護する家族等に対し、継続した支援が必要である。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		

実施計画

令和４年度 事業計画	【すこやか長寿課】 今後サービスを受ける対象者が増加してくると考えられる。 訪問型サービスＢ事業のサービスを必要としている人に、確実に提供することできるよう、啓発活動、また担い手研修を継続して行っていく。 【福祉サービス課】 日中一次支援事業及び医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業を継続して提供することで、介護者の更なる負担軽減を図る。
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。

※１：訪問型サービスＢ事業・・・独居高齢者や高齢夫婦世帯など地域における生活支援等が必要な人に対し、地域住民等が訪問し、家事等の生活支援サービスを提供する事業。

※２：レスパイトケア支援事業・・・在宅で医療的ケア児・者の介護を行っている人に対して、訪問看護時間の延長時間（訪問看護料金が自己負担となる時間）に係る経費を助成する事業。訪問看護の延長時間にかかる経費を助成することにより医療的ケア児・者の介護者が一時的な休息ができることで、看護及び介護の負担軽減を図ることを目的としている。

実施計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－4
実施計画	ひとり親家庭の自立支援		
事業内容	ひとり親家庭の自立や、家庭と仕事、社会参加との両立を支援するため、各種ひとり親家庭支援事業やサービスの周知、ひとり親家庭に寄り添った相談体制の充実に努めます。		
担当課	子育て支援課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・ひとり親家庭からの相談内容やアンケート調査の結果等を参考にしながら、実施事業の周知方法等を工夫していく。 ・市ホームページやひとり親家庭事業一覧表を、より見やすく、わかりやすい内容に改善し、周知を図る。 ・ひとり親家庭との年1回の面談（児童扶養手当の更新手続き）の機会を利用し、ニーズに合った支援・サービスを案内する。		
令和３年度 実　績	実施内容	ひとり親家庭等日常生活支援事業　利用：７名／計348時間 自立支援教育訓練給付金事業　修了（給付）：２名・高等職業訓練促進給付金事業　受講：15名 ひとり親支援相談員による窓口・電話相談：186件 母子父子自立支援プログラム策定事業　策定：４名（うち３名が就職）	
	担当課課題	今後も、支援を必要としている家庭に適切な情報が行き届くように、事業周知のより良い在り方・方法について検討していく必要がある。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	・ひとり親家庭の自立等を支援するため、各事業を継続するとともに、周知やニーズ確認の方策については都度検討や見直しを図っていく。 ・ひとり親支援相談員のみならず、担当全体で知識習得によるスキルアップを図り、ひとり親家庭等に寄り添った相談体制を確立する。		
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。		
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。		

★重点計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－5
実施計画	女性の再就職や起業に関する支援		
事業内容	女性の経済的自立を支援するため、就職や起業のための講座や情報提供、相談などの支援を行います。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	新型コロナウイルス感染症の影響により通常どおりの運営が困難となることが予想されるが、感染予防策を講じながら、昨年度も好評であったパソコン講座を実施する（パソコンは原則受講生の持ち込みとする。持ち込みができない受講者はまどかぴあのパソコンを使用）。		
令和３年度 実　績	実施内容	【男女平等推進センター】 ◆再就職応援事業 再就職チャレンジ講座〈全９回〉 ①パソコンスキルアップ講座（Ｗｏｒｄ）〈全３回〉 開催日：６月22日（火）～６月29日（火） 参加数：16名（のべ45名） 講　師：竹中 ひとみ 氏（有限会社アキラ企画代表取締役） ②パソコンスキルアップ講座（Ｅｘｃｅｌ）〈全５回〉 開催日：７月６日（火）～７月30日（金） 参加数：16名（のべ66名） 講　師：竹中 ひとみ 氏（有限会社アキラ企画代表取締役） ③「目指せ！再就職～再就職の現状と具体的アドバイス～」 「個別就業相談会」 開催日：７月２日（金） 相談者数：５名 機　関：福岡県子育て女性就職支援センター　コーディネーター ◆スキルアップのための資格取得講座 実践！ＪＷ－ＣＡＤ初級講座〈全５回〉 ⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、主催者の判断で中止 主　催：大野城市商工会 ◆アスカーラ市民グループ活動支援事業 主　催：大野城共生ネットワーク テーマ：講演会「世界の中で日本って、こんな国！？」 ～世界から見た日本の男女共同参画の現状～ 開催日：10月16日（土） 参加数：25名 講　師：倉富　史枝 氏（ＮＰＯ法人福岡ジェンダー研究所理事） 主　催：大野城女性の会 テーマ：講演会「アンコンシャス・バイアスを学び、考える」 開催日：12月４日（土） 参加数：43名 講　師：杉浦 しのぶ 氏(福岡県男女共同参画センター「あすばる」職員) ◆女性のための起業支援セミナー プチ起業実現セミナー　～夢をステップアップ！～ 開催日：講座　　６月26日（土） 交流会　10月23日（土） 参加数：講座　26名　　交流会　11名 講　師：松永　幸子 氏（合同会社ハロー代表）		

★重点計画

	担当課 課 題	【男女平等推進センター】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる事業や例年に比べ受講者が少ない講座もあったが、感染対策を行いながら概ね実施することができた。 ・直接的に就職に有利となるパソコン講座では、受講者の満足度も高く、受講中に就職が決まる方もいたが、個別就業相談会の参加率が講座に比べて低いため、全員参加できるよう工夫していきたい。
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定	
令和４年度 事業計画	【男女平等推進センター】 再就職応援事業やスキルアップ講座などを通して、就業や起業のための支援や情報提供などを行う。	
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。	
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。	

★重点計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－6
実施計画	男性に対する啓発事業の実施		
事業内容	●男性の家事・育児等への参加を促進するための講演会や講座を実施するなど、男性を対象とした啓発やスキルアップのための事業を実施します。 ●各地域の公民館やコミュニティセンター等で、男性を対象とした教室や講座（料理、育児、介護等）が開催されるよう、区やコミュニティに働きかけをしていきます。		
担当課	人権男女共同参画課（男女平等推進センター）		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	・「アスカーラ子育て応援講座」について、名称や内容を見直したところ男性の参加が増加したことから、令和３年度も講座の枠組みを大きく変更することなく実施する。 ・「男性のためのブラッシュアップセミナー」について、参加者の関心が高いテーマで男女共同参画社会の視点を入れた内容とし、中高年がセカンドライフを充実した毎日にできるような講座を企画する。		
令和３年度 実　績	実施内容	【男女平等推進センター】 ◆アスカーラ子育て応援講座（全３回） ※第１回は女性対象 ②テーマ：子どもと楽しむピザづくり♪ 開催日：10月30日（土） ※９月４日から延期（新型コロナウイルス感染症感染防止のため） 対象者：子育て・孫育て中の男性（女性も可）と小学生の子ども 参加数：８組17名 講　師：今林　美栄子 氏 （フードクリエーター、生涯学習センター定期講座講師） ③テーマ：心と体を整えよう♪ヨガでリフレッシュ 開催日：11月27日（土） ※９月18日から延期（新型コロナウイルス感染症感染防止のため） 対象者：子育て・孫育て中の男性（女性も可） 講　師：山本 梓 氏（ヨガインストラクター、健康運動指導士） 参加数：15名 ◆男性のための男女共同参画事業 「生涯現役」応援セミナー（全２回） ①テーマ：中高年のための「Zoom」入門！ 開催日：11月24日（水） 参加数：30名 講　師：大雄　義弘 氏（100歳株式会社代表取締役） ②テーマ：中高年のための「Zoom」活用術！ 開催日：12月７日（火） 参加数：23名 講　師：大雄　義弘 氏（100歳株式会社代表取締役）	

★重点計画

	担当課 課 題	【男女平等推進センター】 ・子育て応援講座は、父親と子どもの参加や家族での参加もみられた。今後も男性の育児等への参加促進につながるよう、講座内容の充実を図りたい。 ・男性のための「生涯現役」応援セミナーでは、コロナ禍が長引き、人と人との接触が制限される中、コミュニケーションツールのひとつとして活用されている「Ｚｏｏｍ」に関心のある方が多かった。しかし、参加者に持参していただいたスマートフォンなどの機種の違いや受講者のスキルに個人差があり、対応に時間がかかったため、今後は受講者全員が満足のいく講座となるように企画を見直したい。
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり　□下回っている　□見直し予定	
令和４年度 事業計画	【男女平等推進センター】 ・男性の家事・育児等への参加を促進するため、講演会や講座等を通して、男女共同参画の視点で家庭と仕事の両立について学ぶ機会を設けるなど男性の意識の向上に努める。 ・市民のニーズにあった講座等を企画し、必要な情報が対象者に届くよう、積極的に広報を行う。	
審議会意見	担当課課題をふまえ、事業を推進していくこと。	
担当課回答	審議会意見のとおり、事業を推進する。	

★重点計画

基本目標	4　家庭生活と他の活動との両立	整理No.	4－7
実施計画	両立支援のための企業・事業所への啓発		
事業内容	●商工会やその他関係団体と連携しながら企業や事業所を対象とした啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの充実や、育児休業などの取得を促すための取り組みを進めていきます。 ●また、企業や事業所に「子育て応援宣言企業」「子育て応援の店」への登録や、「次世代認定マーク（くるみん）※1」などの取得を働きかけていきます。		
担当課	・人権男女共同参画課（男女平等推進センター） ・ふるさとにぎわい課⇒産業振興課		
令和３年度 事業計画 ※昨年度報告書から転記	【人権男女共同参画課（男女平等推進センター）】 市内事業所に対する啓発及び企業におけるワーク・ライフ・バランス推進を支援する制度の内容について検討、研究を行う。 【ふるさとにぎわい課⇒産業振興課】 市ホームページ等での啓発を継続するとともに、市商工会等と連携し、未登録事業者及び新規創業者への周知方法等を検証する。		
令和３年度 実　績	実施内容	【男女平等推進センター】 新型コロナウイルス感染防止のため企業訪問は控えていたので、未実施。 【ふるさとにぎわい課⇒産業振興課】 市ホームページの子育て応援サイト内に「子育て応援宣言」、「子育て応援の店」に関する啓発、企業募集記事を継続して掲載しているが、「子育て応援の店」については、令和４年３月末で353件と前年比15件減の登録となっている。	
	担当課課題	【男女平等推進センター】 企業向け研修などを通して、ワーク・ライフ・バランス推進を支援する制度の啓発・周知等を継続していく。 【ふるさとにぎわい課⇒産業振興課】 「子育て応援の店」の登録事業者は減少しているが、新型コロナウイルス感染症の事業者への影響は非常に大きく、状況を見極めながら周知方法等について検討を行う。	
進捗程度	当初の計画を･･･ □上回っている　■計画どおり（ふるさとにぎわい課） ■下回っている（男女平等推進センター）　□見直し予定		
令和４年度 事業計画	【男女平等推進センター】 福岡労働局との共催で、10月からの「産後パパ育休」スタートに向けた企業向けの説明会を実施する。 【産業振興課】 市ホームページ等での啓発を継続するとともに、市商工会等と連携し、未登録事業者及び新規創業者への周知方法等を検討する。		
審議会意見	企業向け研修などを通して、女性を採用することで得られる事業所等にとってのメリットを広く周知するなど、市商工会と連携しながら女性の就業支援につなげていただきたい。		

★重点計画

担当課回答	女性の就業支援については、市商工会と連携しながら、事業所等に対し積極的に周知・啓発を進める。

※1：「次世代認定マーク（くるみん）」… 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた企業が、商品、広告等に使用することができるマーク。